

第一種動物取扱業登録の申請手続きについて

営利を目的として業（有償・無償に関わらず反復・継続して事業者の営利を目的として動物を取扱う、社会通念上、業として認められる行為）として動物（哺乳類、鳥類、爬虫類）を取り扱う場合は、「第一種動物取扱業」の登録が必要です。

1. 申請手続き～登録証交付までの流れ



(1) 事前相談

- ・ 営業の種類（種別）によって必要な施設・設備、動物取扱責任者の要件が異なります。
- ・ 施設工事着工前に、施設の図面等（手書きでも可）を持参し、営業内容が分かる方がお越しく下さい。
- ・ 来所される際は、事前にご連絡ください。（対応職員を確保します。）

● 営業の種類（種別）について

種別	業の内容	該当する業者の例
販売	動物の小売及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業（取次ぎ又は代理を含む）	小売業者、卸売業者、販売目的の繁殖又は輸入を行う業者、露店等における販売のための動物の飼養者、施設を持たないインターネット等による販売業者
保管	保管を目的に顧客の動物を預かる業	ペットホテル業者、美容業者（動物を預かる場合）、ペットシッター
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸出す業	ペットレンタル業者、映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者
訓練	顧客の動物を預かり訓練を行う業	動物の訓練・調教業者、出張訓練業者
展示	動物を見せる業（動物とのふれあいの提供を含む）	動物園、水族館、動物ふれあいテーマパーク、移動動物園、動物サーカス、乗馬施設（「ふれあい」を目的とする場合）、アニマルセラピー業者
競りあっせん	動物の売買をしようとする者のあっせんを、会場を設けて競りの方法で行う業	動物オークション会場の運営業者
譲受飼養	有償で動物を譲り受けて飼養する業（動物を譲り渡した者が飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る）	老犬ホーム、老猫ホーム等事業者

(2) 申請書類提出

- ・必要な書類を提出し、手数料を納付ください。
- ・申請時に施設検査の日程を調整します。
- ・手続等に時間を要するため、営業開始希望の2～3週間前までに申請してください。

● 必要書類について

必要書類等	備考
(全種別) <input type="checkbox"/> 第一種動物取扱業登録申請書【様式第1】	正本と写しの2部提出してください。 写しは登録後に返還します。
(販売業、貸出業のみ) <input type="checkbox"/> 第一種動物取扱業の実施の方法【様式第1別記】	正本と写しの2部提出してください。 写しは登録後に返還します。
(犬猫の販売業のみ) <input type="checkbox"/> 犬猫等健康安全計画【様式第1別記2】	正本と写しの2部提出してください。 写しは登録後に返還します。
(全種別) <input type="checkbox"/> 登録の拒否となる規定に該当しないことを示す書類【参考様式第1】	申請者・動物取扱責任者・使用者・役員(法人の場合)が動物愛護管理法第12条第1項第1号から7号の2までに該当しないことを示す書類
(全種別) <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者の要件を示す書類【参考様式】	次のいずれの書類も必要です。 ・資格証明書や卒業証明書の写し ・実務経験証明書(獣医師、愛玩動物看護師の資格がある場合は不要) ※資格要件等については「2. 動物取扱責任者について」を参照してください。
(全種別) <input type="checkbox"/> 事業所の権限を有することを示す書類【参考様式】	飼養施設がない場合も必要です。 ・自己所有の場合: 権限自認書、登記事項証明書など ・借り受けの場合: 使用承諾書、賃貸借契約書など
(飼養施設を有する場合) <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図 <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近見取図 <input type="checkbox"/> ケージ等の規模を示す平面図・立体図(犬または猫の飼養または保管を行う場合に限る) <input type="checkbox"/> 飼養施設の権限を有することを示す書類(事業所と同一の場合は不要)	飼養施設の平面図及びケージ等の平面図・立体図は、施設及びケージ等の規模が分かるように寸法が記載されたものを提出してください。 また、飼養施設の平面図には、以下の設備等の配置が分かるように記載してください。 <input type="checkbox"/> ケージ等、 <input type="checkbox"/> 照明設備(営業時間が日中のみ等で不要な施設を除く)、 <input type="checkbox"/> 給水設備、 <input type="checkbox"/> 排水設備、 <input type="checkbox"/> 洗浄設備、 <input type="checkbox"/> 消毒設備、 <input type="checkbox"/> 汚物・残さ等の廃棄物の集積設備、 <input type="checkbox"/> 動物の死体の一時保管場所、 <input type="checkbox"/> 餌の保管設備、 <input type="checkbox"/> 清掃設備、 <input type="checkbox"/> 空調設備(屋外設備を除く)、 <input type="checkbox"/> 遮光のため又は風雨を遮るための設備、 <input type="checkbox"/> 訓練場(訓練業のみ)
(法人の場合) <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所	「役員の氏名及び住所」は、登記事項証明書に記載がある場合は不要です。
<input type="checkbox"/> (全種別) 手数料	1業種あたり 15,000 円

(3) 施設検査

- ・施設基準に適合しているか確認します。
- ・営業施設が基準に合うと認められれば、登録の手続きをします。
- ・施設の基準を含め、守らなければならない基準は「第一種動物取扱業の登録の基準及び飼養管理基準について」を参照してください。なお、犬猫を取り扱う場合は、「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針（環境省作成資料）」を参照してください。
- ・登録の基準に合致していなければ、登録が拒否されますので、必ず申請前にご確認ください。

(4) 営業開始、登録証交付

- ・登録証が出来ましたら、ご連絡します。
- ・登録証の記載内容を記載した標識を、施設の見やすいところに掲示してください。（登録証を標識としても構いません。）
- ・営業開始後は、各基準を遵守して営業してください。

2. 動物取扱責任者について

事業所には1名以上の常勤かつ専属の動物取扱責任者を選任する必要があります。動物取扱責任者は、施設従業員などに対して動物取扱責任者研修において得た知識及び技術に関する指導を行ない、施設管理や動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取り扱いなど動物取扱業の適正な運営が行なわれるよう監督する役割を担います。

動物取扱責任者は、次の4つの要件のいずれかに該当する必要があります。

動物取扱責任者の選任要件

(1) 獣医師の免許を取得していること

(2) 愛玩動物看護師の免許を取得していること

(3) 種別に係る半年以上の実務経験^{※1}
又は
実務経験と同等の1年間以上の
飼養従事経験^{※2}

+

種別に係る知識及び技術について
一年間以上教育する学校等を卒業し
ていること【**学校等の卒業**】^{※3}

(4) 種別に係る半年以上の実務経験^{※1}
又は
実務経験と同等の1年間以上の
飼養従事経験^{※2}

+

公平性及び専門性を持った団体が行
う試験によって、営もうとする第一種
動物取扱業の種別に係る知識及び技
術を得ていること【**資格の取得**】^{※4}

※1「種別に係る半年以上の実務経験」は、原則、営もうとする第一種動物取扱業の種別と同一種別での半年以上の実務経験が必要ですが、関連があると認められる一部の種別については、実務経験として認められます。

営もうとする種別	飼養施設	実務経験として認められる種別
販売	あり	販売(飼養施設あり)、貸出し
	なし	販売、貸出し
保管	あり	販売(飼養施設あり)、保管(飼養施設あり)、貸出し、訓練(飼養施設あり)、展示、譲受飼養
	なし	販売、保管、貸出し、訓練、展示
貸出し		販売(飼養施設あり)、貸出し
訓練	あり	訓練(飼養施設あり)
	なし	訓練
展示		展示
競りあっせん		販売、競りあっせん
譲受飼養		販売(飼養施設あり)、保管(飼養施設あり)、貸出し、訓練(飼養施設あり)、展示、譲受飼養

※2「実務経験と同等の1年間以上の飼養従事経験」は、雇用関係が発生しない形（ボランティア等）又は常勤でない雇用形態等において、動物取扱業と同等と認められる飼養に従事した経験を想定しています。実務経験と同等と認められるかの確認が必要です。申請前にご相談ください。
 なお、ペットとしての飼養経験は実務経験と同等とは認められません。

※3「学校等の卒業」は、動物の生理生態等や飼養管理方法を教育する学校などを卒業していることが要件となります。履修科目の内容や学校法人以外の教育機関によっては、要件として認められない場合がありますので、事前にご相談ください。

※4「資格の取得」は、その資格を取得するにあたり、動物の生理生態等や飼養管理方法に関する知識や技術を習得していることが要件となります。現在のところ認められている資格は、「動物取扱責任者要件として適当であるとされた資格・学校等（とやま動物愛護HP）」を参照してください。その他の資格は、要件として認められない場合がありますので、事前にご相談ください。

3. 厚生センターによる施設への監視について

定期的に、厚生センター職員が、登録時の基準や飼養管理基準が遵守されているかを確認するため施設へ監視に伺います。基準に適合しておらず、厚生センターからの指導や勧告に従わなかった場合は、登録の取消しや業務の停止等の行政処分を行うことがありますので、各基準を守り適切に営業してください。